

10 台風時の取扱いについて（生徒用）

県立那覇西高等学校

本島中南部に「暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報発令中」は休校となります。

テレビ・ラジオ等の「台風に関する情報」、「ニュース」等で情報を収集し、「学校が休校」の放送がある時は、学校は休校となります。

「暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報が解除」になった時には、次の2つの場合があります。

1 正午以降に解除になった場合は、休校となります。登校する必要はありません。

2 午前中に解除され、バス・モノレールが運行再開された場合、速やかに登校して授業を受けることになります。

なお、解除の時間帯によって、次の措置をとります。

(1) 午前6時以前に解除され、バス・モノレールが運行再開された時

※ 平常授業となります。

(2) 午前6時から午前8時までの間に解除され、バス・モノレールが運行再開された時

※ 午前10時30分までに登校します。授業は3校時（午前11時5分）から行います。

(3) 午前8時から午前10時までの間に解除され、バス・モノレールが運行再開された時

※ 昼食をすませ、12時30分までに登校します。授業は4校時（午後12時40分）から行います。

(4) 午前10時から12時までの間に解除され、バス・モノレールが運行再開された時

※ できるだけ速やかに登校して下さい。授業は5校時（午後1時40分）から行います。

※早朝講座については次の通りとします。

午後11時（23:00）より前に解除になったときは、翌日の早朝講座は平常通り実施。

午後11時以降に解除になったときは、翌日の早朝講座は休講とします。

午後11:00～午前6:00の間に解除になったとき、早朝講座は休講ですが、SHRは平常通り8:45から始まります」